**延岡城・内藤記念博物館**

**テレビＣＭ制作・放映業務委託基本仕様書**

１．件名

　　　延岡城・内藤記念博物館テレビＣＭ制作・放映業務

２．委託期間

　　　契約締結日から令和8年３月16日

３．業務の内容

　　　テレビＣＭの制作及び放映

４．周知する主題と内容

　【主　題】延岡城・内藤記念博物館をメインとした歴史・文化ゾーンのPR

　【内　容】令和４年９月に開館した延岡城・内藤記念博物館をメインとした歴史・文化ゾーンへの観光等の来客意欲の醸成を図るため、九州管内のテレビ局を活用し、当該ゾーンを魅力的に紹介するテレビＣＭを制作し、効果的なタイミングで放映を行う。

５．基本方針

　（１）上記の内容を踏まえ、単なる周知ではなく、視聴者の行動変容につながる内容のテレビＣＭの作成を目的とすること。

　（２）制作した映像は、各種広報物の素材として、委託契約期間終了後も受託者に許可なく発注者が使用できるものとすること。

　（３）テレビＣＭの放送にあたっては、受託者が放送局と契約し、放映を実施すること。

６．仕様

　（１）延岡城・内藤記念博物館開館に関するテレビＣＭの動画作成と放送

　　　①内　　容：上記「４．周知する主題と内容」及び「５．基本方針」を踏まえた内容とすること

②規　　格：１５秒ＣＭ、１素材

　　　③作成方法：施設の外観や内観の撮影を実施し、ＣＭ用動画を作成すること

　　　④放　　送：宮崎県、大分県、熊本県、福岡県、鹿児島県で放送すること。なお、放送回数は、１局あたり２０本以上（福岡県については１０本以上）で計９０本以上とし、効果的な放送期間ならびに時間帯を検討の上、発注者の許可を得た上で放送すること。

７．成果物

　　　受託者は、作成した動画データについて1080p以上の解像度でＭＰ４形式にて記録媒体（DVD-RもしくはCD-R）にコピーして、２部納品すること。

８．その他

　（１）業務委託契約の締結後、成果物の納品までの作業スケジュールを速やかに提出すること。

　（２）発注者が出席を求める会議、その他の打ち合わせ等に出席すること。

（３）本業務で作成された成果物の所有権や著作権は、発注者に帰属する。

　（４）本業務を実施するに際し、第三者の著作権、特許権その他の権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

　（５）被写体が人物の場合は、肖像権の侵害が生じないようにすること。

（６）本市から提供を受けた個人情報を含む一切の情報を、第三者に漏らさないこと。

　（７）本仕様に定めのない事項や、本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者がその都度協議の上、決定するものとする。